

令和6年度 大阪府20世紀美術コレクション魅力発信事業 企画提案公募仕様書

1 事業名

令和6年度 大阪府20世紀美術コレクション魅力発信事業

2 事業目的・概要

大阪府では、2025年大阪・関西万博を契機に、大阪府が所蔵する美術作品「大阪府20世紀美術コレクション」（以下「コレクション」という。）を活用し、国内外に現代美術や大阪の魅力を効果的に発信するとともに、万博の機運醸成や大阪への誘客を図ることを目的に、「大阪府20世紀美術コレクション魅力発信事業」を実施しています。

令和5年度は「大阪バーチャル美術館(enoco+)」を開設し、インターネット上でも展覧会を鑑賞しているような体験ができるバーチャル空間でのコレクション展示（以下「バーチャル展示」という。）やコレクションのデジタルアーカイブに取り組みました。令和6年度はこれらに加え、大阪・関西万博に関連するテーマでのバーチャル展示を拡充させること等により、さらなる魅力の発信を行います。

3 履行期間

令和6年6月1日（土曜日）から令和7年3月31日（月曜日）まで

4 委託金額の上限額

19,178,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※本事業を履行するのに必要なすべての経費を含む

5 委託事業概要

「大阪府20世紀美術コレクション魅力発信事業」について、大阪府、大阪府立江之子島文化芸術創造センター（通称：enoco）の指定管理者（以下「enoco 指定管理者」という。）等と協議・調整を行いながら、以下（1）～（5）の企画・運營業務を行う。各業務の具体的な内容や仕様書に定めのない事項については、大阪府と協議の上、決定すること。

- (1) 「大阪バーチャル美術館(enoco+)」の運営
- (2) 「大阪バーチャル美術館(enoco+)」内に新たな「バーチャルギャラリー」の開設
- (3) 「大阪バーチャル美術館(enoco+)」内の「デジタルアーカイブ」の機能強化
- (4) 情報の発信
- (5) 効果検証

【大阪府20世紀美術コレクションについて】

大阪府が所蔵する美術作品。関西を拠点に戦後日本の美術界で活躍した現代美術作家の作品をはじめ、1990年代に開催した「大阪トリエンナーレ」の受賞作品など、絵画や版画、彫刻、写真など、約7,900点の美術作品を所蔵している。

これらの作品は、enoco 指定管理者が管理・活用し、enocoでの企画展示のほか、府民が身近な場所で鑑賞できるよう、府庁舎をはじめ、万博記念公園などの公共空間での展示や、文化施設・民間企業等への貸出事業に取り組んでいる。（コレクション一覧は資料1のとおり）

6 委託業務内容及び提案を求める事項

5(1)～(5)の委託業務内容は、以下のとおり。これらに基づき提案し、実施すること。提案にあたっては、この取組みにより、国内外の多くの人々に現代美術やコレクションの魅力を発信するほか、enocoの認知度向上や、美術館や市町村の文化施設、民間企業等へのコレクションの貸出促進にもつながるよう、留意すること。

各提案を求める事項については、イメージパースを用いるなど、わかりやすく具体的に提案すること。そのほか、過去に同種又は類似する業務に取り組んだ実績等があれば併せて提示すること。(実績がある場合は、当該事例におけるアクセス数やユーザー数、運営期間についても併せて提示すること。)

(1)「大阪バーチャル美術館(enoco+)」の運営

令和5年度に開設した「大阪バーチャル美術館(enoco+)」において、すべてのコンテンツを円滑に閲覧できるよう、運営すること。

大阪バーチャル美術館(enoco+)Web サイト:<https://www.enoco.jp/>

(主なコンテンツ)

- ・バーチャルギャラリー(プラットフォーム:DOOR by NTT)
- ・バーチャルギャラリーhtml版
- ・デジタルアーカイブ
- ・enoco360°VR

(現行のシステム)

- ・OS AlmaLinux 9.2
- ・DNS サーバー: BIND 9
- ・セキュリティー: Fail2ban
- ・Web サーバー: Apache
- ・PHP: (8.0.30)
- ・MariaDB
- ・サーバー統計処理: Awats

※上記システムは株式会社クララオンラインの CLARA Cloud Flex を利用しており、契約を引き継ぐことにしているが、提案により他に移管することも可能とする。

(運営にあたり満たすべき条件)

- ・SSH FTP 接続ができること
- ・バックアップ機能を要すること(可及的速やかにデータを復旧すること)
- ・セキュリティー監視及び保守を原則 365 日行うこと。
- ・令和7年3月末まで稼働を保証すること。
- ・原則 24 時間 365 日稼働を保証すること。事故や障害があった場合は対応・報告は必須とする

① 運営について

- ・長期的・継続的に使用することを前提として運用すること（短期間でしか利用できない機能等は原則、追加しないこと。ただし、協議のうえ、大阪府が合意した場合は、その限りではない。）
- ・「経済産業省「SaaS 向け SLA ガイドライン」や総務省「ASP・SaaS における情報セキュリティ対策ガイドライン」に準拠するなど、サーバーへの不正アクセスの防止やアプリケーション・通信などの脆弱性対策など適切なセキュリティ対策を講じること。
- ・障害や不具合が発生した際は速やかに対処し報告できる体制を整えること。
- ・著作権確認中などの理由で、公開許可が確認できていない資料等を誤ってインターネットから参照可能な状態に設定しないよう、十分注意して運営すること。
- ・アクセス件数の集計や分析を行える仕組みを備えること。ただし、アクセス件数データは、大阪府においてエクセル等の汎用ソフトのファイル形式で保管できることを条件に、大阪府と協議の上、変更を行ってもよい。
- ・新しいページや機能の追加については、多言語対応を図るなど、日本語以外（特に英語）でも問題なく閲覧できるようにすること。
- ・本事業終了後は、新たに追加した機能等について、enoco 指定管理者の学芸員等が運用（コンテンツの追加・編集・削除、アクセス数・ユーザー数の分析等）していけるよう、専門知識がなくても理解できる内容で、運用マニュアルを作成するとともに、操作説明会を1回以上実施すること。
- ・「大阪バーチャル美術館(enoco+)」のアクセス数・ユーザー数の増加に努めるとともに、enocoWeb サイトへの誘導を行い、enocoWeb サイトのアクセス数について、1か月あたりの平均13,500以上を達成できるよう努めること。

（参考）

enoco Web サイト : <https://www.enokojima-art.jp/>
<https://www.enokojima-art.jp/project-enoco/collection/>

- ・ホスティングサービスやドメイン他、各種契約ならびに開発にあたっては、本事業終了時にドメイン及びコンテンツに係わる一切の権限を大阪府に譲渡し他の事業者が継続運営する前提のもと、スムーズに移管、引き継ぎができるよう配慮すること。
- ・令和6年6月1日からの業務を円滑に開始できるよう、最優秀提案事業者として選定された段階で、必要な引継ぎを行うことを求めるものとする。引継ぎ期間中に要する最優秀提案事業者の人件費等の費用は、すべて、最優秀提案事業者の負担とする。また、現受託事業者と同様の守秘義務が課せられる。
- ・また、本事業が次年度以降も継続することになった場合、次の受託事業者が業務を円滑に実施できるよう、必要に応じ業務の引継ぎを次の受託事業者を実施すること。

② 大阪府関連施策との連携

- ・大阪府・市で構築した都市連動型メタバース「バーチャル大阪」と連携し、2025年大阪・関西万博の機運醸成、大阪の魅力発信につながる取組みを行うこと。具体的な連携方法は、事業開始時に大阪府と協議すること。

（参考）「バーチャル大阪」Web サイト：<https://www.virtualosaka.jp/>

※現在は、「バーチャル大阪」内に「大阪バーチャル美術館」のPR動画及び画像を掲載しており、双方のWebサイトからアクセスができるようになっている。

・令和6年度より実施する「大阪府所蔵美術作品活用活性化事業」と連携し、大阪バーチャル美術館 Web サイトや SNS において、実際に展示している作品の解説や展示場所に関する情報を発信し、利用者にコレクションの魅力を伝えられるよう、リアルでの鑑賞機会につなげていくこと。具体的な連携方法は、事業開始時に大阪府と協議すること。

(例)・作品の解説や展示場所に関する情報がわかるガイドマップの制作・掲載
・SNS での情報発信

(参考)大阪府所蔵美術作品活用活性化事業(下記 URL「主要事業4」)

https://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/attach/hodo-50392_5.pdf

・その他、必要に応じて大阪府の関連施策、市町村、経済団体、教育機関等との関係機関と連携し、相乗効果を高められるよう取り組むこと。

(2)「大阪バーチャル美術館(enoco+)」内に新たな「バーチャルギャラリー」の開設

・大阪バーチャル美術館にある「バーチャルギャラリー」において、3D モデリングされた新たな展示室を制作し、その空間でデジタルならではの魅力的な鑑賞体験ができるように、コレクションの画像約 100 点を追加展示すること。

・新たに制作する展示室では、2025年大阪・関西万博に関連するテーマとして、絵画・版画・彫刻・陶器・書などの多様なジャンルから作品を選定し、展示室の空間制作を含めた企画展示を行うこと。なお、展示室の制作前に、展示する作品、展示室のレイアウト等の案を提示し、enoco 指定管理者及び大阪府と十分協議のうえ決定すること。提示する案については、できる限り複数用意するとともに、検討に十分な時間を確保できるよう、提案時期に留意すること。

・令和5年度の事業で制作したバーチャルギャラリーでの展示は、容量の関係上不可とする。新たに空間を制作するにあたり、令和5年度に制作した空間と同一のデザインにする必要はないが、ロビー及び展示室等からの出入口や解説文、キャプション等掲示物の記載項目などは、可能な限り統一感があるように制作すること。

【参考】バーチャルギャラリー ロビー：<https://door.ntt/QEPMSue/lobby>

※ロビーから、展示室(1-4)、大講義室への移動が可能

・展示用の画像は、原則として新たに撮影することとし、撮影にかかる費用は委託事業者の負担とする(撮影場所の費用が必要になった場合を含む)。撮影時期については、enoco 指定管理者及び大阪府と協議のうえ実施すること。

・立体作品については、新たに3点以上バーチャル展示をすることとし、立体として鑑賞できるようにすること。バーチャル展示をする立体作品は、大阪府咲州庁舎をはじめとした府内各地に展示されている作品のうち、その場において撮影が可能なものを選定し、撮影及びバーチャル展示を行うこと。

・リアルでの鑑賞に近い状態で展示できるよう、作品本来のサイズや色合い等に配慮して展示すること。

・展示にあたり、著作権者の許諾等の調整については委託事業者の責任において行うものとし、その際、本事業で運営する Web サイトや SNS の他、大阪府が管理運営するホームページや SNS、enocoWeb サイト等での動画配信、写真掲載をすることについても同意を得ること。また、権利の使用にあたって、別途料金が必要な場合は、委託金額の範囲で委託事業者が支払うこと。

・撮影した画像は、大阪府に提出すること。大阪府は、提出された画像を大阪府関連事業の SNS や Web サイトなどで PR のために利用することがある。

- ・コレクション画像のほか、作品の解説や作家の紹介などの情報を併せて掲載することとし、子どもを含め、幅広い対象に現代美術やコレクションの魅力を伝えられるよう工夫すること。
 - ・恒常的に利用者と呼び込めるような仕掛け・工夫を施すこと。
- (例) 現代美術や作家に関するクイズの導入、利用者の属性に応じた説明動画の掲載など

(3) 「大阪バーチャル美術館(enoco+)」内の「デジタルアーカイブ」の機能強化

① 掲載する作品画像の追加について

- ・大阪バーチャル美術館にある「デジタルアーカイブ」に、現在画像が未掲載となっている作品約400点の画像を追加して掲載すること。
- ・追加する画像のうち約150点は、大阪府が提供する画像にトリミング等を行い、掲載できる状態に加工すること。加工にあたっては、マージンの取り方等、enoco 指定管理者の学芸員の指示に従うこと。また10点程度は、紙媒体の画像をスキャンし、上記と同様に掲載できる状態に加工すること。大阪府が画像を提供しないものについては、原則として新たに撮影することとし、撮影にかかる費用は委託事業者の負担とする(撮影場所の費用が必要になった場合を含む)。撮影時期については、enoco 指定管理者及び大阪府と協議のうえ実施すること。撮影は、enoco の収蔵庫に保管している作品は同館内、展示中の作品については、展示場所にて移動等を行わずに撮影することを想定すること。
- ・公開する画像のサイズは32,400画素以下にすること(但し、著作権者への許諾を得られる場合はこの限りでない)。
- ・撮影した画像は、大阪府に提出すること。大阪府は、提出された画像を大阪府関連事業のSNSやWebサイトなどでPRのために利用することがある。
- ・登録するコレクションに関する基本情報は、enoco 指定管理者と協議し、可能な限り掲載すること。

② 現在のシステムについて

- ・「大阪バーチャル美術館」デジタルアーカイブのシステムは、令和5年度に受託した事業者がスクラッチ開発をしたものであり、インターネットを閲覧する方向けの「公開用」の項目とenoco 指定管理者の学芸員等が管理する「非公開用」の項目が存在する。

※(大阪バーチャル美術館(enoco+))Webサイト全体の仕様については、仕様書P2「6(1)「大阪バーチャル美術館(enoco+)」の運営」を参照すること。

(掲載項目 ※令和6年3月26日時点)

<p>※下線部は公開用の項目</p> <p>(1) 作品名 / (2) 作家名 / (3) 作品画像 / (4) 作品名よみ / (5) 作品名欧文 / (6) 作家名よみ / (7) 作家名欧文 / (8) 制作年 / (9) 制作年備考 / (10) 寸法(cm)H / (11) 寸法(cm)W / (12) 寸法(cm)D / (13) 素材・技法 / (14) 形状 / (15) 形状備考 / (16) 素材・技法英文 / (17) ジャンル / (18) コレクション分類 / (19) 街道名 / (20) 作品解説 / (21) 作家略歴 / (22) 作家の生年 / (23) 作家の没年 / (24) 国・地域 / (25) 受賞歴 / (26) 取得方法 / (27) 取得年度 / (28) 展示場所 / (29) 活用履歴 / (30) 貸出状況 / (31) 司馬本巻 No. / (31) 司馬本巻枝 No. / (32) 作品集 No. / (33) 作品集枝 No. / (34) 作品・状態・特記 / (35) 額装サイズ H / (36) 額装サイズ W / (37) 額装サイズ D / (38) 評価額 / (39) 作品選定 / (40) 未使用欄 / (41) コンディション / (42) 調書 有無 / (43) 記銘 / (44) 年記 / (45) 保管場所 / (46) 保管場所詳細 / (47) 出典</p>

(検索可能な条件)

- フリーキーワード
- ジャンル
- コレクション分類
- 制作年
- キーワード

③ 強化する機能について

- ・デジタルアーカイブの機能を強化し、下記に挙げる「求める機能等」を可能にすること。ただし、他の美術館等で一般的に活用されている既製のクラウド型収蔵品管理システム(SaaS)等の導入により、「求める機能等」を効率的かつ効果的に実現できる場合は、新たに既製のクラウド型収蔵品管理システム(SaaS)等を導入してもかまわない。
- ・新たに既製のクラウド型収蔵品管理システム(SaaS)等を導入する場合は、ランニングコストの低減を図ること。

(求める機能等)

- API 連携
- 管理用の画面で、様々なレイアウト(10パターン以上)での帳票出力
- 管理用画面で、できる限り高度で柔軟な検索(複数の条件での絞り込み等 例:作家名×受入年 等)
- キーワード検索について、以下のキーワードを追加し、分類、検索

【追加するキーワード】

キーワード	内容
万博	1970年の万博開催時代に活躍していたアーティスト、2025年大阪・関西万博の機運醸成につながる作品など
具体美術協会の作家の作品	具体美術協会の作家の作品
その他	受託事業者の提案による。(例「風景」) ※事業開始後、enoco指定管理者の学芸員等と協議をすること。

(システムに関して維持すべき条件)

- 事業期間中のシステム運用、メンテナンス等は委託事業者が実施すること。
- 本事業終了後は、enoco指定管理者及び大阪府職員がシステムの運用(コンテンツの追加・編集・削除、アクセス数・ユーザー数の分析等)を行えるよう、CMSなど直感的な操作が可能であること。
- 運用にあたっては、原則としてパソコンへ使用・閲覧のための専用ソフトウェアのインストールが必要なものは採用しないこと。
- 保守に関しては、サーバー使用料を含め、可能な限りランニングコストの低減を図ること。保守の内容及び体制については必ず提案に含め、想定される費用等については、大阪府と事前に協議を行うこと。
- パソコンやスマートフォンのほか、タブレット型端末等のモバイル端末を含むマルチデバイスに対応できるようにし、モバイル端末でも使いやすく、必要な情報を短い操作で得られるよう工夫すること。
- 可能な限り多くのブラウザで閲覧可能なものとする。

- 使用する全てのソフトウェア・技術については、システムの拡張性や信頼性、他のシステムとの親和性を考慮し、可能な限り標準的な技術を用いること。
- ユニバーサルデザイン及びアクセシビリティに配慮し、順次、利便性を踏まえたコンテンツの追加等を行える自由度・柔軟性・拡張性の高いものとする。
- デザインについて、現代美術に馴染みのない利用者であっても、関心が持てるようなものにする。
- 実際にデータベースを利用する enoco 指定管理者の学芸員等の意見を事前に聴取し反映させるなど、利用者にとって、見やすく、わかりやすく、使いやすいものとなるよう、工夫すること
- 検索条件について、拡張性を確保すること。

(項目に関して維持すべき条件)

- 掲載項目の追加や修正が可能で、かつ、表示/非表示の切り替えができるよう、掲載項目を確保すること。
- 掲載項目の変更・追加する場合は、本事業終了後、データベースの主な入力者となる enoco 指定管理者の学芸員の視点も踏まえること。
- 掲載項目及び Web サイト上での表示・非表示の決定については、enoco 指定管理者及び大阪府と十分な協議を行うこと。
- 専門的な知識が十分ではない一般利用者でも情報を簡単に引き出し、なおかつ専門的な調査研究にも活用できるよう、利用者を限定することなく幅広く利用されるようにすること。

【提案を求める事項 1】

(1) 「大阪バーチャル美術館(enoco+)」の運営

- ・現代美術に馴染みのない人の関心も惹くよう、見やすく、わかりやすく、使いやすいものにするための工夫について、具体的に提案してください。
- ・アクセス数の目標を達成できるような工夫について具体的に記載し、その工夫により予想されるアクセス数の見込み数とその根拠についても記載してください。
- ・日本語以外(特に英語)でも閲覧できるようにするための工夫について、提案してください。
- ・「バーチャル大阪」等、大阪府関連施策との連携により、2025年大阪・関西万博の機運醸成や大阪の魅力発信の取組みについて、提案してください。
- ・大阪バーチャル美術館 Web サイトで、実際に展示している作品の解説や展示場所に関する情報を発信する具体的な手法について、提案してください。

(2) 「大阪バーチャル美術館(enoco+)」内に新たな「バーチャルギャラリー」の開設

- ・バーチャル展示の具体的な内容(バーチャル空間のイメージ、入館から鑑賞までの流れ、鑑賞における仕掛けや工夫等)を提案してください。
- ・新たな「バーチャルギャラリー」での企画展示について、テーマ及び関連する作品例を提案してください。

(3) 「大阪バーチャル美術館(enoco+)」内の「デジタルアーカイブ」の機能強化

- ・画像撮影について、その手法を具体的に提案してください。
- ・求める機能の実現について、その手法を具体的に提案してください。
- ・新たに既製のクラウド型収藏品管理システム(SaaS)等を導入する場合は、「求める機能等」を踏まえ、具体的なサービス名を提案してください。また、提案した理由を明確にしてください。
- ・事業期間中および事業終了後のランニングコストの低減策について、提案してください。また、保守の内容と体制についてもあわせて記載してください。

(4) 情報の発信

① 広報物の制作、配架等

- ・「バーチャル美術館」の開設等を告知するため、Web 広告を掲出するほか、チラシ(10,000部程度)・ポスター(500部程度)を印刷し、配布すること。令和5年度に制作したチラシデータを活用するほか、新たに制作することも可能である。

② SNS の活用

- ・本事業の SNS アカウント(Facebook、Instagram、X)を運用し、少なくとも2週間に1回以上、情報発信をすること。また、動画投稿サイト等で著名人等に体験を共有してもらうよう依頼、調整するなど、効果的な発信をすること。

③ その他

- ・適宜、プレスリリースや広報展開を行うこと。
- ・情報発信にあたっては、国内外の幅広い世代や、現代美術に馴染みのない方も含め、多くの方の興味・関心を惹き、恒常的に利用者呼び込めるよう、海外に向けた発信を意識した上で、効果的な仕掛け・工夫を施すこと。
- ・一般の利用者のみならず、他の美術館等への作品貸出や教育現場での活用など、他機関との連携が図れるよう、周知をすること。

【提案を求める事項 2】

- ・メディアや SNS 等を効果的に活用し、国内外の幅広い世代や現代美術に馴染みのない人々も興味を惹く情報発信(海外への発信を含めた手法・広報先・スケジュール)について、提案してください。また、当該提案により得られる効果についても示してください。

(5) 効果検証

多くの利用者からの意見を聴けるよう、アンケートを実施し、そのアンケート結果を取りまとめるほか、バーチャル美術館における毎月のアクセス数(地域別アクセス数を含む)・ユーザー数、ログイン時間などから分析し、効果検証を実施すること。分析にあたっては、令和5年度から活用している AWSstats 及び Google analytics を継続して活用すること。また、どの美術作品がよく鑑賞されているかについても把握できるようにすること。

併せて、他の美術館等のデジタルアーカイブ・バーチャル化についての情報を収集したうえで、今後の事業展開に資するような分析・提案を行うこと。

(必要に応じて、DX を活用したデータ分析を行うなど、多面的な考察を行うこと)。

【提案を求める事項 3】

- ・効果検証を行う手法について、具体的に提案してください。
- ・アンケートの回収率を高める方法について、提案してください。

(6) 業務の実施体制、スケジュール及び業務遂行能力

- ・各業務を円滑に実施するにあたり、計画的かつ効率的に遂行できる体制を構築すること。
- ・業務に従事する者のうち、少なくとも1人は学芸員等、現代美術に精通しており、本事業で制作するコンテンツ等、全ての制作物について、事実誤認がないかを精査する能力を有する者とする。なお、必要な業務を担えるのであれば、顧問やアドバイザー等、委託事業者の従業員ではない者をあてることは妨げない。その際の報酬等については、法令を遵守し、委託事業者で適切に対応すること。
- ・公開後も必要に応じ、順次搭載するコンテンツや機能等を拡充していくこと。詳細のスケジュールについては、大阪府と協議・調整を行うこととする。

- ・同種又は類似業務（美術作品等のデジタルアーカイブ化・バーチャル化）の実績がある場合は、過去（平成31年4月1日以降）の実績について示すこと。

【提案を求める事項 4】

- ・業務の実施体制及び人員について、具体的に提案してください。なお、現代美術に精通している人員については、求める能力を有することがわかるよう、氏名・職務経歴等を明記してください。
- ・業務を円滑に遂行し、成果をあげるための具体的な全体スケジュール（新たなバーチャルギャラリーの開設及びデジタルアーカイブの掲載スケジュールを含む）を提案してください。
- ・平成31年4月1日以降、本事業の公示日までに行われた同種又は類似の業務（美術作品等のデジタルアーカイブ化・バーチャル化）の実績がある場合にはその詳細が分かる資料を別途提出してください（様式自由）。

《留意事項（共通）》

- ・本事業の実施にあたり、利用者から参加料は徴収しないものとする。
- ・コレクションの取扱いは、破損等が生じないよう、細心の注意を払うこと。
- ・情報発信にあたり、SNSの活用等で著名人等に出演の依頼を行う必要が生じた時は、肖像権及び著作権に関する調整についても委託事業者の責任において行うものとし、その際、本事業で運営するWebサイトやSNSの他、大阪府が管理運営するホームページやSNS、enocoWebサイト等での動画配信、写真掲載をすることについても同意を得ること。また、権利の使用にあたって、別途料金が必要な場合は、委託金額の範囲で委託事業者が支払うこと。
- ・令和6年6月分のサーバー使用料等、本事業期間にかかる費用を前受託事業者から請求を受けた場合、その費用については大阪府及び前受託事業者と協議の上、精算すること。
- ・委託事業者は、本事業終了後においても、公開するバーチャル美術館のコンテンツに契約不適合が発見された場合には、速やかに大阪府の指示に基づき、これを訂正・改修しなければならない。なお、これらに要する費用は委託事業者の負担とする。

7 成果物の納入とその時期

本事業の成果物及び納入時期は、以下のとおりとする。②以外の成果物については、紙媒体4部及び電子データを納入すること。

※なお、制作物等の所有権及び著作権は、納品をもって大阪府に帰属するものとする。

成果物	内容	納入時期
①業務実施計画書	業務の実施体制・実施内容・スケジュール等を事業実施計画としてまとめたもの	契約締結日後 14日以内
②設計書	enoco 指定管理者の学芸員等の意見を踏まえて設計した設計書	仕様書 P6「6(3)③強化する機能について」の業務を実装した時及び令和7年3月21日（金曜日）まで
③操作マニュアル及び運用マニュアル	システムの操作や運用方法をまとめたマニュアル	仕様書 P6「6(3)③強化する機能について」の業務を実装した時及び令和7年3月21日（金曜日）まで
④効果検証の報告書	アンケート結果等を踏まえた効果検証	令和7年3月21日（金曜日）まで

⑤業務完了報告書	業務を完了したことが記載されたもの	令和7年3月31日(月曜日)
⑥収支精算書	業務の収支精算書に支出額の内訳書を添付	令和7年3月31日(月曜日)

8 委託業務の一般原則

- (1) 委託事業者はプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務遂行上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。また、事業の実施にあたり、他の機関等に個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続きにより行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じること。
- (2) 業務の遂行にあたり収集した情報については、機密保持に努めるとともに、施錠の徹底や電子データのパスワード設定など、万全なセキュリティ対策を講じること。
- (3) 委託事業者は、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合には、遅延なくその旨を大阪府に連絡し、その指示に従うものとする。
- (4) 委託事業者は、業務の過程において大阪府から指示された事項については、迅速かつ的確に実施するものとする。
- (5) 業務の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。
- (6) 再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は大阪府と協議の上、決定することとする。

9 権利義務の帰属

- (1) 成果品の帰属等
 - ・本事業の実施により得られた成果品、情報等については、全て大阪府に帰属する。
 - ・成果品は、本事業終了後も大阪府ホームページや SNS アカウント等において掲載する。
- (2) 著作権及び個人情報の保護等について
 - ・本事業の成果物及び成果物に使用するため制作したすべてのもの(原稿及び写真、データ等)の著作権(著作権法第21条から第28条に定める権利を含む)、情報(個人情報を含む)等については、大阪府に帰属するとともに、事業終了後においても大阪府が自由に無償で使用できるものとする。
 - ・委託事業者は著作者人格権を行使しないものとする。また、バーチャル美術館で使用する著作物(写真、文章、映像、音声等)に係る著作権、肖像権、商標権などの権利関係の処理・調整については委託事業者が行い、必ず著作権者等の了承を得て使用すること。
 - ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、委託事業者は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。
 - ・本事業を通じて知り得た情報(個人情報を含む)は、事業実施以外の目的で利用してはならない。

10 経費の取扱い

- (1) 受注者は本事業に係る経理と他の経理を明確に区分すること。
- (2) 本事業の経費は、人件費、事業費、一般管理費とする。本事業の経費で他の事業の経費をまかなってはならない。また、営利のみを目的とした経費、親睦を深めるための交際経費、その他本事業と無関係と思われる経費については対象外とする。
- (3) 大阪府は、委託期間中、委託事業の実施状況及び経費の使用状況を確認するため、必要に応じて調査することができる。
- (4) 受注者は業務終了後、大阪府に対して支出額を記載した収支精算書を提出し、大阪府の確認を受

けること。なお、企業等からの収入と経費支出の確認方法については、大阪府と本業務の委託契約を締結する際に協議すること。

(5)大阪府は、収支精算書と各種証拠書類との確認を行う。精算の結果、見積りよりも事業費の実績が下回った場合は減額・返還を求めるとし、受注者は大阪府からの通知に基づき返納すること。

11 その他

(1)委託事業者は、契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。

(2)見積りの詳細については、大阪府と事業の委託契約を締結する際に協議すること。

(3)大阪府は特別の理由がない限り、最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、そのことをもって提案内容（経費を含む）まで認めるものではない。契約締結及び業務実施にあたっては、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。

(4)全ての証拠書類は業務終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

(5)個人情報の取扱いについては特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項を遵守すること。なお、個人情報保護の観点から委託事業者は契約締結時に『誓約書』を提出すること。

＜同特記事項第8(10)に定める個人情報保護のための必要な措置＞

業務により知り得た個人情報の取扱いは、業務に従事する作業員（事業開始時に作業員名簿を作成し、大阪府へ提出すること。）のみが行うこと。委託事業者は、作業員に、同特記事項を遵守する旨の誓約書を提出させること。

(6)受注者は、契約締結後、定期的に業務の実施状況を書面により大阪府に報告すること。業務の進捗については、日常的な報告に加え、毎月10日までに前月の事業実施状況を書面で次の項目に関して報告すること。（報告様式は別途協議）

- ・バーチャル美術館の運営（「バーチャルギャラリー」の開設、「デジタルアーカイブ」の機能強化、情報の発信を含む）に関する進捗状況
- ・アクセス数（地域別アクセス数を含む）・ユーザー数、ログイン時間等の集計・分析
- ・その他課題・問題点等

(7)委託事業者は、業務が著しく遅滞した場合などは、大阪府の求めに応じて原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果について書面で報告すること。

(8)大阪府は、必要に応じて、業務内容等について臨時に報告を求めることがあるため、協力すること。

(9)紛争が起きた場合、委託事業者の責任にて当該紛争等を解決するものとし、大阪府は一切の責任を負わないこととする。

(10)業務を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と委託事業者で協議の上、業務を遂行すること。

(11)その他、業務の実施に際しては大阪府の指示に従うこと。